

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 株式会社椿本チエイン

【英訳名】 T S U B A K I M O T O C H A I N C O .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 勇

【最高財務責任者の役職氏名】 該当者はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である長勇は、財務報告に係る内部統制を整備および運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に準拠して、財務報告に係る内部統制の整備および運用をしております。

なお、財務報告に係る内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制には合理的な範囲を超える統制の限界があり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の有効性の評価を一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

全社的な内部統制の整備および運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をいたしました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社、連結子会社および持分法適用の関連会社において、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮して決定いたしました。

全社的な内部統制および決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社および連結子会社について評価の対象といたしました。なお、持分法適用の関連会社については、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点と判断し、評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、合理的に決定いたしました。重要な事業拠点を選定する際は、売上高（連結会社間取引消去後）を指標とし、金額が大きい拠点から合算し、概ね2/3の割合に達している上位4社を選定いたしました。当該重要な事業拠点において、当社および連結子会社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別に評価の対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。